

らも親族との関係を断ち切ってしまうことに躊躇を感じることも少なくない。もとより、その躊躇が外的な環境を整えることによって解消しうるものであれば環境整備のための方策を検討すべきである。しかしそれまでの長い家族関係の中で培われた特別の思いがある場合も少なくなく、そのような場合は、単に関係を断ち切ることのみによっては問題は解決できない。虐待の問題は解決しても他の新たな問題が生じる可能性があることが留意されるべきである。

第2 実態調査と分析の概要

この章では、わが国における高齢者虐待の防止と対策を検討するため、その前提となる、これまで行われてきた実態調査の内容と分析を概観することにする。

1 高齢者虐待についての実態調査等の概況

(1) 研究者らによる実態調査

① 高齢者処遇研究会（代表／田中荘司教授）による「高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究—わが国における高齢者虐待の実態に関する基礎研究」（調査期間1992. 10～1993. 3）

全国400ヶ所の在宅介護支援センターにおける、過去半年間の高齢者とその家族について調査したものであり、延べ209件の虐待事例が報告された。

② 高崎絹子教授による「老人虐待の予防と支援に関する研究」（調査期間1993. 5～9）

埼玉、福岡、山形の3県の保健所、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターなどに勤務する看護職1811名に調査票を郵送し、調査機関の過去2年間に把握した被虐待者171名（延べ298件の虐待事例）を調査したものである。

③ 大阪高齢者虐待研究会（代表／大國美智子教授）による「全国における在宅高齢者虐待の実態」（調査期間1996. 8～10）

これは全国の保健所、市町村保健センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人痴呆疾患センター、精神病院・診療所など4150機関に1995年度1年間の虐待事例についてアンケート調査を行い、1531機関から回答を得たものである。回答のあった1183名の被虐待者の事例のうち974例を分析したものの。

④ 高齢者処遇研究会（代表／田中荘司教授）による「在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査」（調査期間1997. 10～11）

これは、日本介護福祉士会に属する全国の介護福祉士約1000名を対象とした、郵送アンケート方式による調査である。延べ320件の虐待事例が報告された。

⑤ 大阪老人虐待研究会（代表／津村智恵子教授）による「在宅要介護高齢者にかかわる介護職・看護職の人権意識と行動」（1998年3月）

③の調査を踏まえて、大阪府下の医療機関及び福祉機関で在宅高齢者の相談・援助に携わっている保健・福祉職2615名を対象に調査票を郵送し回答を求めたもの(回収率55%)。同研究会は、「高齢者虐待防止研究会」との名称で、朝日新聞大阪厚生文化事業団と連携して、講習会やセミナーを実施している。

⑥ 寝たきり予防研究会による保健・医療・福祉の専門職で在宅の高齢者における虐待と思われるケース42例を集計分析したもの(「日本公衆衛生雑誌1998年」調査期間1995.8~1996.8)

⑦ 多々良紀夫教授による全国アンケート調査(調査期間1998.10~11)

淑徳大学の多々良紀夫教授らが1998年度から3年間、厚生省科学研究費補助金により行った「高齢者虐待の発生予防と援助方法に関する学際的研究」の一環として、全国の在宅介護支援センターと老人デイサービスセンターに対し、郵送によるアンケート調査を行い、700ヶ所以上の機関から回答を得たものであり、その調査結果をまとめた多々良紀夫編著「高齢者虐待—日本の現状と課題—」(中央法規出版株式会社)では1008件の虐待事例が報告されている。

⑧ 愛知県立大学文学部生涯発達研究施設による「在宅での高齢者虐待防止に対する援助についての調査」(調査機関1999.7.1~7.20)

1998年10月1日までに設立された愛知県内の地域福祉サービスセンター55ヶ所と在宅介護支援センター122ヶ所を対象に調査依頼文書とアンケートを郵送して回答を求め、必要に応じて個別面接調査、電話調査を行った。

⑨ 高齢者処遇研究会(代表/田中荘司教授)による「特別養護老人ホームにおける高齢者虐待に関する実態と意識調査」(調査期間1999年の1年間)

全国の特別養護老人ホームから1997施設を抽出し、調査票を郵送して回答を求めた。回収率34.7%。

(2) 滋賀県社会福祉士会事務局長奥村昭氏による「滋賀県における在宅高齢者の虐待に関する状況調査」(2000年)

滋賀県内の高齢者に関する専門職・団体356ヶ所、1126名を対象に調査したもの。

(3) 読売新聞による取材と特集記事

読売新聞の行った全国調査によれば、2002年7月から2003年6月までの1年間に警察が公表したものだけで、介護者により殺された人、傷害致死などによる死者が46人あり、重傷者が6人いる。また読売新聞は小林篤子記者が担当した虐待事例の綿密な取材をもとに、2002年7月、10月、12月の3部にわたり各5回シリーズの「高齢者虐待」の連載を行なっている。

(4) 群馬県及び埼玉県による実態調査

地方自治体としては、群馬県保健福祉部高齢政策課が2002年12月に在宅介護の現場で働くケアマネージャーやヘルパーらを対象に、県として初めて高齢者虐待の実態調査を行ない、2003年3月に、この調査結果をまとめた「いつまでも安心して暮らしたい－高齢者虐待事例集－」を発行している。

また埼玉県健康福祉部長寿社会政策課によると、埼玉県では県内の市町村から、2002年4月から2003年7月までの間に把握した虐待事例の報告をあげてもらい、その総数が101件であったとしている。

(5) 財団法人医療経済研究機構による全国調査

財団法人医療経済研究機構は、厚生労働省から補助金を受け、「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を実施し、本年4月20日、とりまとめた調査の概要を公表した。

この調査は、高齢者に対する虐待のうち、「家庭内で家族等が虐待者となっているものについて、発生の実態及び原因、地域の関係機関等による援助・介入の状況等を把握することを目的」として、全国の在宅介護サービス事業所等の関係機関1万6802ヶ所（機関調査）及び全国の市区町村3204ヶ所（自治体調査）を対象とし、昨年の11月から今年の2月までの間に実施されたものである。また、この調査は全国規模のものであり、今後、家庭内における高齢者虐待の原因と対策を検討するうえで、極めて客観性に富んだ基礎資料となる。

(6) 当連合会の調査報告

① 第41回人権擁護大会（1998年9月）に際しての調査

当連合会は1998年9月17日に札幌で開催した第41回人権擁護大会のシンポジウム第3分科会「家族と暴力」で、妻への暴力、子どもへの虐待と共に、家族による高齢者虐待を取り上げた。その時点までに報道された高齢者介護をめぐる殺人、無理心中などの事件を整理し、かつ、それまでに発表された前掲の研究者らによる実態調査をふまえた提言を行った。

② シンポジウム「高齢者に対する虐待防止への取り組み」（2003年3月）に際しての調査

また、2003年3月17日に開催した日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会主催のシンポジウム「高齢者に対する虐待防止への取り組み」の中で、「在宅の高齢者に対する虐待、介護殺人の現状」として、過去約4年間に新聞報道された38事例の集約と検討を行った。

2 高齢者虐待の実態と分析（なお、上記「1 高齢者虐待についての実態調査等の概況」に全てが対応するものではない）

以下においては、上記の各調査、シンポジウム、事例集、新聞記事などで取り上げられた高齢者虐待の実例を概括的に紹介し、そこに現れた特徴について簡単なコメントを

する。

(1) 研究者らによる各種調査の結果と分析

① 高齢者処遇研究会（代表／田中荘司教授）の調査研究（調査期間1992年10月～1993年3月）

在宅介護支援センターの相談者である高齢者とその家族を対象（144例、うち男性41人、女性103人）に行なった調査の研究結果である「わが国における高齢者虐待の実態に関する基礎研究」（1994年6月）によれば、

ア 高齢者の受けた虐待の種類は、

- a 世話の怠慢・放棄・拒否56.9%と最も多く、
- b 身体的虐待38.9%、
- c 心理的虐待31.9%、
- d 経済的虐待15.3%、
- e 性的虐待2.1%となっている。

また、世話の怠慢などでは、60代40.6%に比べて、70代61.7%、80代59.7%と、70代以上が約6割を占めており、身体的虐待でも、年齢が高くなるにつれて割合が高くなる傾向にある。

イ 虐待者と主な介護者の相関関係では

- a 同居の娘75.0%、
- b 同居の嫁74.5%、
- c 配偶者67.6%、
- d 同居の息子66.7%、

ウ 同・別居を合わせた介護者の虐待者率は、

- a 娘79.2%、
- b 嫁71.3%、
- c 息子68.4%

となっており、女性が介護を担っている状況を反映し、主たる介護者が虐待者になる相関関係の高いことが報告されている。（*本年の厚労省補助金による財団法人医療経済研究機構の調査結果との対比）

エ 虐待者の主な虐待要因については、

- a 人間関係の不和19.8%、
- b 就労（生活中心者などの失業など）11%、
- c 介護疲れ10.4%、
- d 金品の搾取（高齢者所有の金品を家族が勝手に処分など）11.0%、
- e 介護に伴う精神的不安定9.3%、
- f 高齢者の性格6.6%となっている。

具体的には、以下のような事例が紹介されている。

事例1 夫89才、妻74才、夫婦2人暮らし。夫は脳梗塞、痴呆あり、歩行、排泄、入浴、食事、着脱など、すべて全介助である。デイサービス、ホームへ

ルプ、訪問介護を利用。昼夜となく妻の名を呼ぶ。妻は睡眠障害、買い物にも行けない。ノイローゼ状悪。そのため、夫の頭や身体を叩く。口をきかない。近所に娘がいるが、介護力になっていない。

事例2 夫婦2人暮らし。88才男性。障害、痴呆あり。10年前まで長男夫婦と同居していたが、不仲となり別居。夫婦のみでは生活が困難となり、ヘルパーを依頼するとともに別居している嫁に世話に来てもらう。過去の気まずい人間関係があり、長男が単身赴任になって、すべてが嫁の負担となり、精神的ストレスから嫁が箸の柄で義父の頭を叩くなどし、それがきっかけで摂食障害、尿が出なくなる。嫁はそれを知りながら医師へ連絡せず、ヘルパーが訪問時に発見して連絡。

事例3 夫と嫁と同居。息子はすでに死亡。80代女性、脳梗塞だが、痴呆はない。全介助で、ホームヘルプ、訪問介護、巡回入浴を利用。一戸建ての一部屋に寝たきり状態。本来は車椅子で外出可能である。おむつの濡れ方、布団の濡れ方が異常で手抜きが著しい。嫁は年金暮らし。他に兄弟がいるのに非協力で、孤立感を深めている。ホームヘルパーが気付く。

② 「老人虐待の予防と支援に関する研究～埼玉県市町村保健婦に対する実態調査から～」(代表/東京医科歯科大学大学院高崎絹子教授)(調査期間1993年5月～9月)

過去2年以内に埼玉、福岡、山形の3県看護職が把握した虐待事例調査によれば、ア 虐待事例は、埼玉52、福岡82、山形37の合計171例。調査対象の保健婦、看護婦のうち17%が虐待事例を扱った経験を持っていた。

イ 被害者の高齢者は80才前後が多く、女性が73%、寝たきりが33%、何らかの介助の必要な人31%、40%に痴呆症状がみられた。

ウ 虐待内容では、介護拒否、放任59%、ののしるなどの心理的暴力50%、たたく、ける、つねるなどの身体的暴力41%。

エ 加害者は嫁が最も多く29%、続いて配偶者や息子が主たる介護者であった。

オ 加害者の半数以上が、介護を「非常に負担」と答え、「やや感じる」を加えると8割が負担に感じていた。

カ 被害者の高齢者は、「あきらめている」51%、「相談できない」10%、「事実を隠そうとしている」10%であった。

具体的には、以下のような事例が紹介されている。

事例1 寝たきりで痴呆のある87歳の母親を息子夫婦が介護していた「外出できない。」などと介護負担を強く感じており、おむつの交換をせず、食事を満足に与えない状態だった。

事例2 娘夫婦と同居中の83歳の寝たきりの女性が、1年前から鍵をかけて放置されていた。夫婦は、体が不潔で介護が不快と言っていた。

事例3 介護する孫に蹴られて腰を骨折した81歳の女性が、「あの子が全部やってくれるから」と孫をかばって事実を隠していた。

③ 大阪高齢者虐待研究会（代表／大國美智子花園大学教授 事務局／津村智恵子）による「全国における在宅高齢者虐待の実態」（調査期間1996年8月～10月）

全国の保健所、市町村保険センター、在宅介護センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人痴呆疾患センター、精神病院・診療所など7種類4150機関に50歳以上を対象者として行なったアンケート調査結果によれば、

ア 虐待の態様としては（974例のうち）、

- a 世話の放棄・拒否58.8%（507例）
- b 身体的虐待47.2%（460例）
- c 心理的虐待46.0%（448例）
- d 経済的虐待15.3%（149例）
- e 性的虐待0.3%（3例）となっている。

イ 介護者との相関関係では、

被介護者が男性の場合は、

- a 妻が45%と最も多く、
- b 嫁19%、
- c 息子19%

女性の場合は、

- a 嫁32%、
- b 息子23%、
- c 夫18%

この調査でも息子よりも、妻や嫁など女性が多数である。

ウ 虐待の要因・誘因では、

高齢者側（複数回答）では、

- a 高齢者の過去の生活態度などによる人間関係41.9%、
- b 痴呆31.8%、
- c 身体の重介護状態27.2%、
- d 高齢者が無気力・依存的25.3%、
- e 感謝の様子がない24.7%

虐待者側（複数回答）では、

- a 介護による精神的ストレス49.2%、
- b 高齢者との過去の人間関係46.1%、
- c 介護者の性格・精神障害36.6%、
- d 介護の身体的負担34.1%、
- e 家族や親類の無理解・無関心32.0%

エ 虐待に対する自覚など

特に調査結果で注目されるのは、虐待者の虐待に対する自覚の項目で、

「明確にある」及び「少しある」を合わせると、31.8%であり、

また「どちらかというもない」33.1%、

「全く自覚がない」は25.9%で

6割近くが自覚がないと答えていることである。

また、高齢者に対する憎しみの有無では、「いつも感じている」18.7%、「時々感じている」38.6%、で6割が憎しみの感情の存在を認めている。

オ 虐待を疑ってから発見されるまでの期間

虐待を疑ってから平均8.4カ月、3割は当日判明、1年以上後は4分の1となっている。

④ 高齢者処遇研究会（代表／田中荘司教授）による「在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査」（調査期間1997年10月～11月）

これは、日本介護福祉士会に属する全国の介護福祉士約1000名を対象として行った郵送アンケート方式による間接調査である。

ア 虐待総数320事例のうち、在宅は166事例（うち家族による虐待145事例）、全体の51.9%で施設内154事例と半々であった。

イ 被虐待者の性別は女性72.5%、男性27.5%、高齢になるほど虐待を受けられる割合が高く、75歳以上が70.4%。

ウ 被虐待者の家族構成は、二世帯世帯が最も多く46.2%、三世帯30.8%、夫婦17.6%。

エ 介護困難な人が虐待の対象となりやすい。何らかの疾病の有る人が68.1%、歩行、排泄、入浴について、自立できない要介護者が半数を占める。

オ 施設での虐待について、虐待者の61.7%が「寮母職」によるものであり、虐待の種類としては、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、世話の放棄・拒否・怠慢となっている。在宅に比べ、経済的虐待はほとんど見られなかった。世話の放棄・拒否・怠慢は、業務が忙しく、高齢者への対応に手間取ったり、持て余し気味になったときに多い傾向がある。

⑤ 「日本における高齢者虐待の実態と課題」（2003年、大阪府立看護大学津村智恵子教授）は、施設入所高齢者への虐待も分析している点に特徴がある。

この資料による分析結果の主なものをあげると

ア 施設入所高齢者が受けている虐待の種類と虐待行為者

心理的虐待、身体的虐待が割合的に多く、特別養護老人ホームの心理的虐待の多さからして職員教育の必要性を説いている。また施設入所高齢者への虐待行為者は、施設職員が多いが、特別養護老人ホームでは他の入居者による虐待が増加していることを指摘している。

イ 在宅高齢者が受けている虐待の種類

最も多いのは、世話の放棄、次いで心理的虐待、身体的虐待の順であると分析している。

ウ 津村教授は、介護者が虐待者になる場合の関連要因、及び高齢者が被虐待者になる場合の関連要因として、以下の要因をあげ、その数を分析している。

a) 介護者が虐待者になる場合の関連要因

性別、年齢、同居または別居、介護者は仕事を辞めたかどうか、介護者の健康状

況、介護者の負担感、高齢者への憎しみ感情の有無、家族の介護協力を欲しているかどうか、介護は自分の役割だと思っているかどうか、介護による経済への影響の有無、近所づきあいの有無、ストレス発散に友人と喋るかどうか、高齢者以外に要介護者を抱えていることの有無

b) 高齢者が被虐待者になる場合の関連要因

性別、年齢、配偶者の有無、痴呆の有無、寝たきりの有無、世話が必要になってからの期間、喜怒哀楽が激しいかどうか、不眠の有無、障害・問題行動の有無、食べたことを忘れ欲しがるかどうか、高齢者が自力で出来ることの有無、意欲なし無気力かどうか、失禁の有無、徘徊の有無、依頼心強いかどうか、わがままかどうか、未熟な性格かどうか、攻撃的行動かどうか、酒害中毒の有無、精神障害の有無

(2) 日本労働組合総連合会（連合）の「要介護者を抱える家族についての実態調査」（1995年）（調査期間1994年10月～12月）

55歳以上の要介護者を抱える家族（連合組合員に限定しない）を対象とした調査では、回答2104通で、家庭内介護において「被介護者である親に憎しみを感じたことがある人」は34.6%、被介護者の親への虐待は16.4%に及ぶ、とされている。

(3) 読売新聞連載「高齢者虐待」で取り上げられた高齢者虐待事例について

① 刑事事件（殺人、傷害致死事件）にまで発展したケース

読売新聞によれば、2002年7月から2003年6月までの1年間に警察が公表したものだけで、介護者による殺人、傷害致死などによる死者が46人あり、それを分析したところ、被害者のうち30人（65%）が女性で、平均年齢は76.1歳。寝たきりや痴呆など、重度の介護の必要な人が33人（72%）であり、事件のきっかけは仏壇の供え物を食べ散らかした、オムツをばらばらに破いたなど、カッとなって首を絞めたり殴ったりというケースが多く、加害者は男性が34人（76%）でこのうち被害者の息子は23人、夫は11人であったとされている。

② 読売新聞の特集記事から

読売新聞の「高齢者虐待」3部シリーズ（各5回連載）は、2003年7月が「介護のはざままで」、10月が「施設の中で」、12月が「老いを守るために」である。

第1部「介護のはざままで」の中に、全国的に報道されたいくつかの虐待事例が紹介されている。

また、施設の中での虐待事例に関しては、これまで十分な事例収集と分析がなされていなかったが、第2部「施設の中で」は、12のケースが具体的に紹介され、問題点が指摘されている。

第3部「老いを守るために」では、アメリカテキサス州オースティンでの虐待通報義務を一般市民にも課している法制度のもとで虐待通報を受けるソーシャルワーカーの仕事、ノルウェー、スウェーデンでの罰則より教育に重点を置いたやり方や一時保

護所、イギリスにおける民間団体による被害者支援、日本におけるNPOによる身体拘束廃止や安易にオムツに頼る介護をなくす運動や先進自治体の取り組みなどが紹介されている。

③ 虐待の具体例

ア 「介護のはざま」で取り上げられている事例

事例番号	被虐待者				虐待者			虐待の内容
	性別	年齢	状態	同居家族	性別	年齢	続柄	
1	女	81	痴呆	息子	男	51	息子	独身で無職の息子は、母親の年金に頼って生活。母親に痴呆の症状が出始めてから、暴言を吐いたり、暴力をふるったりするようになった。母親はあばら骨が46箇所も折れ、外傷性ショックで死亡。
2	女	79	半身マヒ	夫、娘	男	80代	夫	食事介助のときに、無理矢理食べさせたり、殴ったりする。妻は食べ物をものどに詰まらせて死亡。
3	女	90	痴呆	息子	男	56	息子	普段から暴力をふるっていた。息子が、粗相をした母親を殴り殺した。
4	男	70代	痴呆・寝たきり	息子夫婦	女		息子の妻	本人の徘徊のため、介護する息子の妻は睡眠不足でふらふらに。本人は、気に入らないことがあると、布団のそばにおいた杖を振り回して暴れたり、尿をかけたりする。様子を見に来る実の娘に、ご飯を食べさせてもらえないと言ったため、息子の妻が義姉に文句を言われる。
5	女	76	痴呆	夫	男	78	夫	夫が妻を13年間介護。便を壁に塗りつけたり、魔法瓶をそのままコンロにかける、深夜に叫び続けるといった妻の症状が理解できず、泣きながら妻の首を絞めそうになったことも。
6	女	69	痴呆	娘家族	女	46	娘	本人が徘徊するため、仕事に出かける際、首と手首、腰をベッドに縛り付けていたところ、首を絡ませて死亡した。
7	女	86	痴呆		男	60代	息子	座っている本人の腕を、無理矢理引っ張って立たせようとしたところ、両肘の下の皮が大きく破れてしまった。
8	女	76			男		夫	夫に突き飛ばされて、あばら骨を折って入院。体中にあざができていた。
9	女	81			男		息子	おむつ交換の時、息子に思い切り爪を立てられ、内股に5本の指の跡がくっきりついてた。
10	女	85	寝たきり	息子	男		息子	母親は、息子に頭を殴られて右足マヒになったり、転ばされて骨折したりと大怪我をくりかえしていた。息子は、お金がかかるからと施設入所を拒否。
11	男	89	痴呆	妻、息子夫婦	女	85	妻	夫は物忘れがひどく、排泄の世話も大変だった。夜中に突然騒ぎだし、風呂に入ると服を脱ぎ始めたため、妻はもう面倒を見きれないと思い、夫を絞殺。自殺しようとしたが、死にきれなかった。
12	女	100	要介護度3	息子	男	76	息子	息子自身も体調が悪く、介護への自信がなくなったため、母親を絞殺しようとした。
13	女	88		夫	男	84	夫	看病に疲れて心中しようと思い、妻を絞殺した。
14	女	82	重度痴呆	夫	男	85	夫	夫自身も軽度の痴呆。妻は夫に殴られると、アパートを飛び出して助けを求めるが、翌日になるとすっかり忘れてしまう。
15	女	75	歩行困難	娘、孫	男	小学生	孫	孫から家庭内暴力を受け続け、終日玄関の土間に座らされていた。病気の娘が心配で家を離れられず、脱水症状で倒れてから入院したが死亡。

イ 「施設の中で」で取り上げられている事例

事例番号	施設について				発見のきっかけ・目撃者	虐待の内容
	施設名	形態	所在地	代表者		
1	NPO うらしま	宅老所	宮城県 石巻市	57歳女性、 家政婦の 経歴有	元職員から相談を受けたオンブスマンが県に通報し、代表を刑事告発した。	痴呆で徘徊する入所者を、夕食後から翌朝まで14時間、オムツも交換せずに押入に監禁。騒ぐと格子越しにモップの柄でつついた。入浴は10日から2週間に1度。賞味期限切れの食料品を出すこともたびたび。入所者を突き飛ばしたり、入浴時に平手打ちする等の暴力も。
2	不明	特養	群馬県内	不明	実習中の学生の話	入浴介助時に、職員が入所者の顔にシャワーの湯をかけ続けた。
3	不明	特養	神奈川県内	不明	入所者の息子が、介護福祉士の職員を刑事告訴。	95歳女性の入所者が半年で4回も怪我をし、不審なあざもあつた。息子が苦情を言っても職員は開き直り、事故はやまなかった。その後の半年でさらに3回の事故が重なった。

4	不明	特養	首都圏内	不明	夫が施設を運営する法人が設置した第三者委員会に苦情を申し立て	介助があれば自力でトイレに行けた入所者(81歳女性)は、入所後すぐに紙オムツをあてられた。オムツは3枚重ねで定時以外は交換してもらえず、寝返りが打てず、ひどい床ずれになった。職員に頼み事をしようとしても、怒鳴られる。
5	不明	温泉病院	北関東	不明	介護用品メーカーの介護アドバイザーの話	療養型病床にいる患者の半数以上が皮膚病の疥癬にかかっていたが、ろくに治療せず、ひっかかないように手足をベッドに縛り付けていた。入浴時は全裸で車いすにのせ、廊下で順番を待たせていた。
6	不明	総合病院	四国	不明	同上	関節がこわばった患者の腕を、看護助手が無理矢理動かすとポキッと大きな音が響いた。患者が泣いて痛みを訴えても取り上げてくれない。
7	不明	特養	不明	不明	同上	寝たきりで起床させない。
8	不明	病院	不明	不明	同上	全患者に栄養補給のチューブと尿道カテーテルをつけて省力化している。
9	不明	有床診療所	東京都内		元看護師が保健所と都に告発	入院患者19人は全員高齢者で、寝たきりや痴呆の人が大半。資格のない看護助手が、患者を怒鳴りつけながら乱暴にたん吸引を行う。紙オムツを4枚も重ねられた患者はつなぎの拘束服を着せられ、ベッドの下には汚れたオムツを放置。
10	花物語	グループホーム	京都府	47歳男性、元学習塾講師	府に対して、元職員や入所者の家族から苦情が相次いだ。	代表者が、嫌がる入所者に無理に酒を勧め、就寝中の入所者を起こしては雑談につき合わせた。日中最低六人いなければならない職員は3、4人だけで、入所者にテレビを見せただけ。自力で歩いていた痴呆の男性が、一ヶ月後には車いすに乗せられていた。
11	不明	特養	中部地方		元介護職員の話	失禁した入所者を平手で叩く。職員は3交代勤務のため、日中は1対7、夜間は1対30近く。朝4時頃から7時頃までは事故や虐待が起きがちだった。
12	不明	特養	関西	不明	不明	特定の職員をいじめるために、その職員が夜勤のときにいつも入所者全員が下剤を飲まされていた。

(4) 群馬県及び埼玉県の調査した在宅高齢者の虐待事例と実態

① 群馬県の調査

群馬県では、2002年12月、市町村や事業者の協力を得て実態調査(次表)を行い、その結果をもとに、原因を分析している。ここで虐待発生の背景には、「単一の要因だけでなく」、被虐待者側の要因、虐待者側の要因、家族による要因、社会的要因など複数の要因が複雑に絡み合っていると指摘している。そのうえで、虐待の早期発見と予防のため、地域に住む高齢者に最も身近な第三者が専門機関に繋げていく仕組みが求められているとし、加えて被虐待者に対する援助とともに虐待者に対する援助の必要性を指摘し、そのための対策を検討・実施している。

ア 身体的虐待の事例

次表の事例1ないし事例10

イ 世話の放任・放置の事例

次表の事例11ないし事例14

ウ 経済的虐待の事例

次表の事例15ないし事例18

エ 心理的虐待の事例

次表の事例19ないし事例20

事例 番号	被虐待者					虐待者			虐待の内容
	性別	年齢	要介護度	状態	同居の家族	性別	年齢	続柄	
1	男	68	3	痴呆	妻、長男	男	50	長男	本人は、要介護度5の妻を介護していた。長男は、本人の痴呆の症状(徘徊・失禁等)を理解できず、暴言を吐いたり部屋に閉じこめたりするようになった。約1ヶ月間介護サービスを利用市内状態が続いた。
2	女	77	1	痴呆	3人の息子	男	43	長男	普段から、家族が本人にきつい言葉を発していた。本人は、体調悪化で寝込んでいるときに十分な食事が摂れず、衰弱がひどかった。顔面や四肢に多数の打撲痕があった。
3	女	63	5	寝たきり	夫	男	60	夫	本人の介護要求が非常に多く、夫は睡眠不足のため飲酒量が増え、つねったりたいたりするようになった。
4	夫婦	82	1	痴呆	長男、三男	男	60	三男	長男が同居するようになってから、三男が酒乱になり、両親に暴力をふるうようになった。両親は心身共に疲れ果て、精神状態が著しく悪化した。
5	女	68	2	痴呆	夫、長男家族	男	72	夫	本人に対して大声で暴言を浴びせたり、排泄介助の際に叩くなど乱暴。見かねた長男が注意すると、さらに虐待がひどくなるという状況だった。
6	女	80	4	寝たきり	夫、長女夫婦	女	50	長女	排泄介助時等の扱いが日常的に乱暴、言葉による暴力も頻繁。夫は要介護5で失明。
7	男	72	3	痴呆	妻	女	68	妻	本人のADL低下に伴い、介護負担が増加した妻がストレスから暴力をふるってしまう。本人に無数のかき傷や打撲痕と見られる出血斑あり。
8	男	70	4	痴呆	妻、長男	男	50	長男	身体抑制や暴力。本人には縛られた際のあざがあり、腕を骨折していた。
9	女	85		痴呆	長男	男	45	長男	長男から暴力を受けており、青あざになっていたが、本人は長男をかばって隠していた。
10	女	93	2	難聴	長男	男	62	長男	本人が難聴のため話が通じず、いらいらした長男が大量飲酒して物を投げつけ、怪我を負わせることを繰り返している。
11	女	85	4	痴呆	長男家族	女	46	長男の妻	家庭内で放置されている。本人の居室は物が散乱し、着衣は汚れ、異食がひどくなっていた。長男夫婦は介護放棄。
12	女	不明	5	寝たきり・痴呆	夫、長男	男	夫84	夫・長男	本人を入浴させず、コタツで寝たきりの状態。尿は垂れ流しで、食事の介助を行わないため、食事がとれない状態が続いていた。
13	女	80	3	痴呆	長男夫婦、孫夫婦	女	70	長男の妻	長男の妻は、車椅子生活の長男の世話はするが、本人の介護は放棄している。孫は同一敷地内の別棟に住むが、行き来はあまりない。発見時、本人の部屋は失禁等でひどく汚れ、脱水症状を起こしていた。
14	女	78	要介護	寝たきり	長女家族	女	52	長女	本人は長期間寝たきりのまま放置され、食事もとれず、発見時脱水状態だった。おむつも交換されておらず、悪臭が漂っていた。緊急入院させたが、死亡。
15	女	78	1	痴呆	なし	男	息子60、息子孫17	息子	息子と孫が本人宅を訪問しては、本人を連れて預金を引き落とさせたり、家捜ししたりしている。本人の貯金のほとんどが使われてしまった。室内は散乱し、不衛生な状態。
16	女	82	3	寝たきり	なし	男	55	長男	本人は最低限の訪問介護しか受けさせてもらえず冷暖房のない部屋に放置されている。長男は月に1度程度現金を少し渡しに来るだけで、他には何もしない。施設入所はお金がかかるから、と長男が拒否。
17	男	60	2	痴呆	二男	男	30	二男	本人は以前、長男、二男と共に妻を虐待していた。現在施設に措置入所中の妻とは離婚調停中。その後、長男が本人の年金通帳と印鑑をもって行方不明になったため、本人宅は電話・ガスが止められ、食糧もない。脳梗塞・糖尿病の既往歴があるが、お金がないので受診できない。二男は定職に就かず、父に無関心。
18	女	83	1		長男	男	51	長男	年金を長男が管理し、勝手に使っているため、本人は自分で食べ物を買うこともできない。介護サービスを長男に止められることが多い。
19	女	82	1	痴呆	長男家族	女	55	長男の妻	長男家族は、同一敷地内の別棟に住んでいる。長男の妻が、本人にコタツやガス、冷蔵庫を使わせない。本人の布団に尿をまく。
20	女	74	自立		次女と孫	女	49	次女	次女が本人を無視したり、出て行けと書いた紙を置いたり、電気製品を使わせない等、家庭内で孤立させている。物を投げつけたり、叩いたり暴力も頻繁。本人は一人暮らしを希望している。

② 埼玉県調査

埼玉県では、2002年4月から2003年7月までの間に、県内36市町村から101件の虐待事例が把握されたとしている。それによると、被害者の性別は男性19名、女性82名である。被虐待者の年齢は75歳未満が27名に対し、75歳以上が74名となっており、後期高齢者に多い。また被虐待者と虐待者の関係としては、配偶者が20名、子が45名、子の配偶者が19名となっている。さらに虐待の種類としては身体的虐待73件、ネグレクト19件、心理的虐待8件、経済的虐待及び性的虐待各1件。対策としては、老人ホーム、グループホームなどの施設入所が18件、入院12件、ショートステイ利用11件、民生委員や在宅介護支援センターなどによる見守り、デイサービスなどの利用が61件となっている。

(5) 財団法人医療経済研究機構による全国調査（調査期間2003年11月～2004年2月）

全国1万6802ヶ所の機関調査においては、個票による37の質問項目に回答する方式が採用され、有効回収できた6698機関から4877人分の個票が回収されている。

以下の概要は、そのうち有効回収数と回収率の高かった「居宅介護事業所」「在宅介護支援センター」からの回答であって、回答者が虐待を受けている高齢者のケアマネージャーであるケースをもとに分析している。

【機関調査における結果の概要】

① 虐待を受けている高齢者本人の状況

ア 年齢、性別

平均年齢81.6歳。「75歳以上85歳未満」が43.3%と最も多く、75歳以上が80%を超える。

性別は、男性23.6%、女性76.2%。

イ 要介護度

担当ケアマネージャーからの回答では「要介護3以上」が51.4%、「自立」は0.4%。

ウ 痴呆老人の日常生活自立度

「Ⅱ以上」が57.8%。

イの結果ともあわせ、介護度の高い人が虐待を受けやすい傾向にある。

エ 世帯の経済状況

「余裕がある（19.1%）」「生活に困らない程度（46.9%）」となっており、虐待を受ける可能性は本人の経済状態とは必ずしも関連していない。

② 主な虐待者の状況

ア 高齢者本人との続柄

「息子」32.1%、「配偶者」20.3%（「夫」11.8%、「妻」8.5%）、「息子の配偶者（嫁）」20.6%、「娘」16.3%。

90年代のはじめの頃の調査では、同居の嫁がトップを占めるものが多かったが、介護者や同居者が男性に多くなっている傾向を示すものと思われる。

イ 主な虐待者の年齢、性別

「40代～おおむね64歳程度」が64.4%、「おおむね65歳以上」が27.7%。性別は「男性」49.9%、「女性」49.8%。

ウ 同居・別居の状況、日常の接触時間

同居が88.6%。接触時間は、「日中も含め常時」51.5%、「日中以外は常時」27.5%となっている。

エ 介護への取り組み、介護協力者等の有無

「主たる介護者として介護を行っていた」が60.6%、うち「介護に協力してくれる者がいた」が39.0%、「相談相手はいるが実際の介護に協力する者はいなかった」が38.6%、「介護に協力する者も相談する相手もいなかった」は17.7%であった、となっており、介護の協力者の有無は無視できない。

③ 虐待の状況

ア 虐待の内容

担当ケアマネージャーからの回答では、「心理的虐待」が63.6%で最も多い。次いで「介護・世話の放棄・放任」52.4%、「身体的虐待」が50.0%となっている。「経済的虐待」は22.4%。

「心理的虐待」が増える傾向にある。

イ 虐待の深刻度

「心身の健康に悪影響がある状態」が51.4%、「意思が無視・軽視されている状態」が30.8%、「生命に関わる危険な状態」が10.9%であった。

ウ 虐待についての自覚

a) 高齢者本人の自覚としては、「自覚がある」が45.2%、「自覚はない」が29.8%であった。

b) 虐待者の自覚については、「自覚がある」は24.7%、「自覚はない」が54.1%であった。

エ 高齢者からの虐待についての意思表示

「話す、または何らかのサインがある」49.3%

「隠そうとする」12.1%

「何の反応もしない」30.2%

オ 虐待発生の要因と考えられること

「虐待をしている人の性格や人格」50.1%

「高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係」48.0%

「高齢者本人の性格や人格」38.5%

「虐待者の介護疲れ」37.2%

「高齢者本人の痴呆による言動の混乱」37.0%

- 「高齢者本人の身体的自立度の低さ」 30.4%
- 「高齢者本人の排泄介助の困難さ」 25.4%
- 「配偶者や家族・親族の無関心」 25.1%
- 「経済的困窮」 22.4%

④ 関係機関の関わり

ア 虐待の発見、気づきの状況

担当ケアマネージャーからの回答としては、

- 「記入者自身による気づき」 27.8%
- 「記入者以外の機関職員の気づき・連絡」 19.2%
- 「高齢者本人からの申告」 15.6%
- 「他機関からの情報連携」 10.3%

イ 現在の対応状況

- 「現在改善に向けて取り組んでいる」 51.8%
- 「問題にしている虐待行為が見られなくなった」 22.0%
- 「現在のところ改善に向けた取り組みは行われていない」 14.9%
- 「虐待行為継続のまま死亡」 6.1%

ウ 問題解決のためのサービス利用状況

a) 解決のための入院・施設入所等のサービス利用状況

- 「特に入院、入所サービスは利用しなかった」 26.3%
- 「病院に入院した」 14.6%
- 「入所・入院の途中で」 12.9%
- 「老人保健施設に入所した」 8.0%
- 「特養ホームに措置以外で入所した」 5.6%
- 「措置で特養ホームまたは養護老人ホームに入所した」 1.9%

b) 解決のために新規・増加させた在宅介護サービス

- 「短期入所者生活介護」 31.8%
- 「訪問介護」 29.8%
- 「ケアマネまたは在宅介護支援センター職員の訪問回数を増やした」 29.0%
- 「通所介護」 28.2%

c) 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用状況

- 「いずれも利用していない」 89.7%
- 「地域福祉権利擁護事業を利用しないし相談した」 5.0%
- 「成年後見制度を利用しないし相談した」 2.5%

エ 問題解決のために行った虐待者への働きかけ

- 「介護負担軽減のため介護サービスの利用を勧めた」 63.5%
- 「虐待者の気持ちの理解に努めた」 58.4%
- 「相談に十分のった」 41.0%
- 「(一時的な)分離を勧めた」 29.4%

オ 対応の困難さ、援助上困難であった点

「きわめて対応に苦慮した」45.0%、

「多少の難しさは感じた」43.0%、

「特に難しさは感じなかった」9.3%

援助上困難な点については、

「虐待をしている人が介入を拒む」38.2%

「どのように係わればよいか技術的に難しかった」33.6%

「立場上難しかった」30.3%

「経済的理由でサービス利用を増やすのが困難だった」26.8%

「緊急避難的な機関や施設がなかった」15.2%

「高齢者本人が介入を拒む」14.5%

「主導的に係わる人が分からなかった」13.4%

「虐待対応専門スタッフがなかった」12.5%

「関連機関との連携が難しかった」9.5%

「その他の家族が介入を拒む」9.0%

「援助するためのサービスが不足」4.6%

【自治体調査の結果概要】

自治体調査における有効回収率は80.1%（2589ヶ所）に及び、過去1年間に高齢者虐待を原因として持ち込まれた相談件数は6062人であった。

老人福祉法10条の4第1項等の「やむを得ない措置」について、「高齢者虐待を理由」として特別養護老人ホームへの入所措置は97件であり、短期入所者生活介護については88件、痴呆対応型共同生活介護については8件となっており、いずれも極めて少ない。

また高齢者虐待への対応としての市区町村における独自の取り組みとして、2589ヶ所中、「相談窓口の設置」が155ヶ所（6.0%）、「緊急対応ショートステイ」が80ヶ所（3.1%）となっている。

さらに高齢者虐待対応のための専門チームのある市区町村は71ヶ所（2.7%）であった。専門チームのメンバーとしては、「在宅介護支援センター」「民生委員」「自治体の高齢者担当部局」「居宅介護支援事業者」「自治体の保健福祉部局」などであった。

(6) 日弁連人権擁護大会シンポジウム第3分科会（1998年9月17日）で取り上げた高齢者虐待実例について

① 介護の負担が虐待を招いてしまう事例

前記高崎絹子教授による「老人虐待の予防と支援に関する研究」（調査期間1993.5～9）における実態調査事例

② 介護疲れが高齢者を死に追いやってしまう事例

ア アルツハイマー病に罹患していた82歳の母親は徘徊がひどく、犯行当日も警察

に保護されて自宅に戻ったが、なかなか家に入らなかったため、家の中まで引きずったり足で蹴るなどの暴行を加え死に至らしめた息子（被告人）に対し、母親のみならず妻も介護を要する状況にあったなどの事情を斟酌し、尊属傷害致死罪を問われるも、懲役3年執行猶予3年の言渡とした事案（求刑は4年）〔浦和地裁川越支部1994（平成6）年5月10日判決、判例タイムズ856号256頁〕。

イ 老人性痴呆症の71歳の夫の求めに応じて夫の首を絞め窒息死させたとして、71歳の妻が囑託殺人罪に問われた。判決は、「痴呆症の夫の対応に苦慮していた点は理解できるが、夫の頼みとはいえ、殺害は安易な行動であり責任は重大」として懲役1年8カ月を言い渡した事案（求刑3年）〔大津地裁1998（平成10）年1月28日判決、京都新聞1月29日記事〕。

ウ 56才の息子が看病疲れが原因で、就寝中の83才の母親の瀕にタオルを押しつけ、鼻をつまむなどして殺害した。2年前から寝たきり状態、息子は1年前から土建業を辞め看病に専念して貯金で生活していた（1998年6月19日 新聞記事）。

エ その他、介護疲れにより親子で無理心中を図ったものと疑われる事案は多数ある。例として、「都内で無理心中、相次ぐ高齢化介護に疲れ、孤立し、あきらめ……」（1998年1月31日朝日新聞夕刊の記事）など。

③ 財産管理と虐待との関係を示す事例（愛知県の「高齢者の財産管理を考える会」代表小國英雄教授らの研究より）

ア 老親は、介護を期待して財産名義を書き換えたが介護してくれない。

イ 施設に入っている老人の年金や貯金を子どもがつかう。

ウ 痴呆症などで判断能力が衰えた人の財産が本人に無断で処分された。

④ 財産目当ての同居者の犯罪事例

ア 勝手に同居中の高齢者と養子縁組届を出して養子になりすまし、サラ金などから借金を繰り返していた。身寄りのない高齢者75才が入院していた病院で知り合った通院中の53才に目をつけられ、計画的に同居を持ちかけられた。サラ金からの取り立てで養子縁組を知った（中日新聞1994年11月名古屋市）。

イ 資産家の87才の男性が、二男とその意を受けたフィリピン人2人により殺害され、自宅が放火された（中日新聞1994年1月名古屋市）。

⑤ 身体的虐待と心理的虐待の複合的な被害事例

前記高齢者処遇研究会（代表／田中荘司教授）の調査研究（調査期間1992年10月～1993年3月）の事例

(7) 日弁連高齢者虐待防止シンポジウムで報告された新聞記事38件（次表）の高齢者虐待の実例と分析

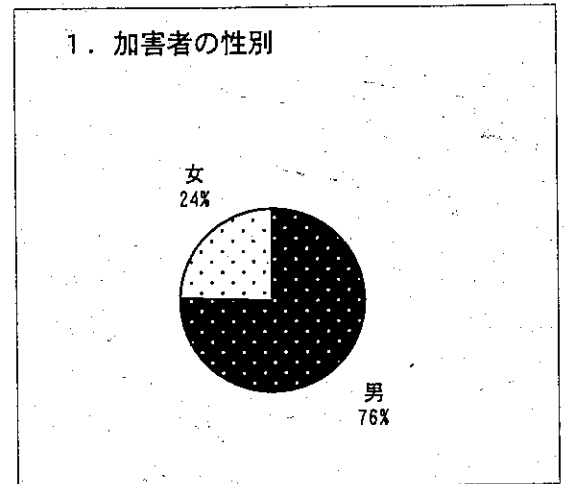
日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会は、2003年3月17日、シンポジウム「高齢者に対する虐待防止への取り組み」を開催し、その中で、「在宅の高齢者

に対する虐待、介護殺人の現状」として、それまでの約4年間に新聞報道された高齢者虐待及び介護をめぐる殺人事件を集約し発表した。

① 加害者の特徴

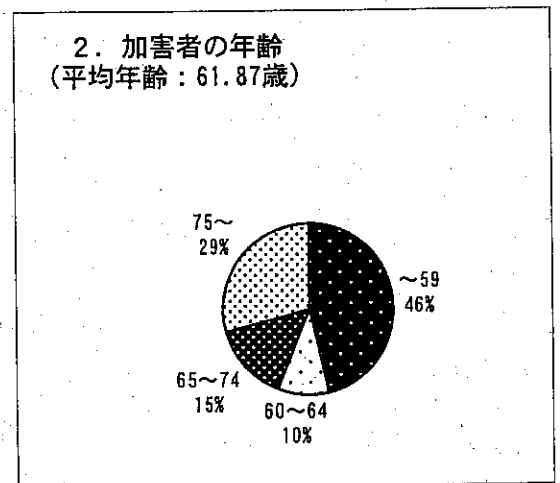
ア 性別（グラフ1.）

男性が圧倒的で76%を占めている。



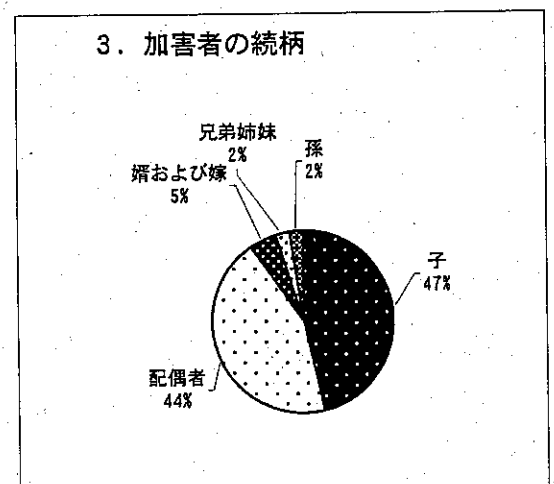
イ 加害者の年齢（グラフ2.）

平均年齢61.87歳。内訳を見ると60歳以上が5割以上を占めている。



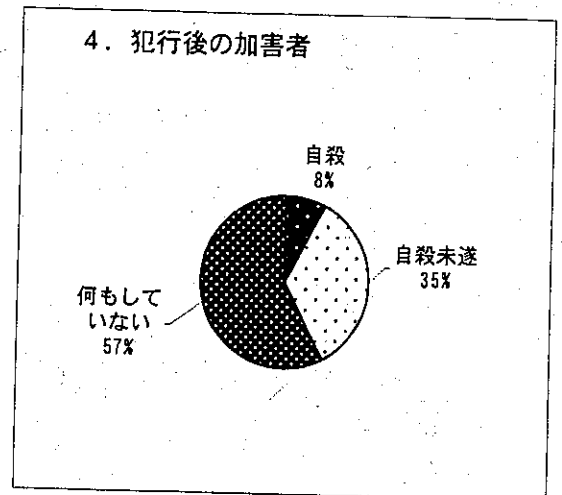
ウ 加害者と被害者との続柄（グラフ3.）

加害者は、被害者の子が47%、被害者の配偶者が44%



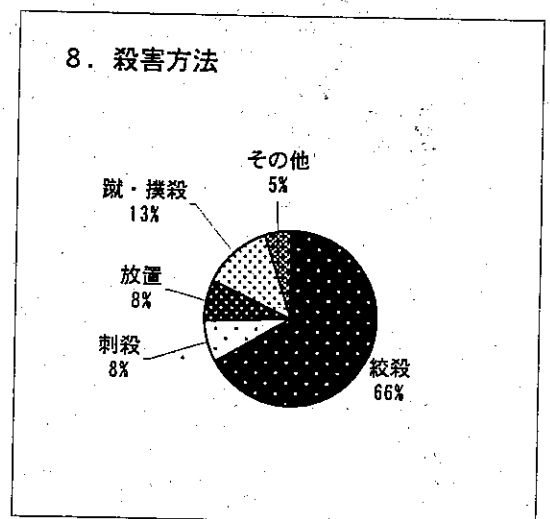
エ 犯行後の加害者 (グラフ4.)

自殺及び自殺未遂を含めると43%、約5割弱の加害者が、自分自身も自殺を試みている。



オ 殺害方法 (グラフ8.)

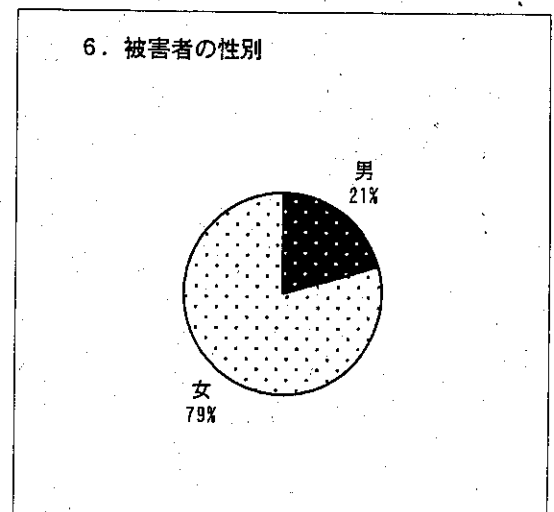
- a) 66%が絞殺
- b) 刺殺、放置、蹴・撲殺は合計で約3割



② 被害者の特徴

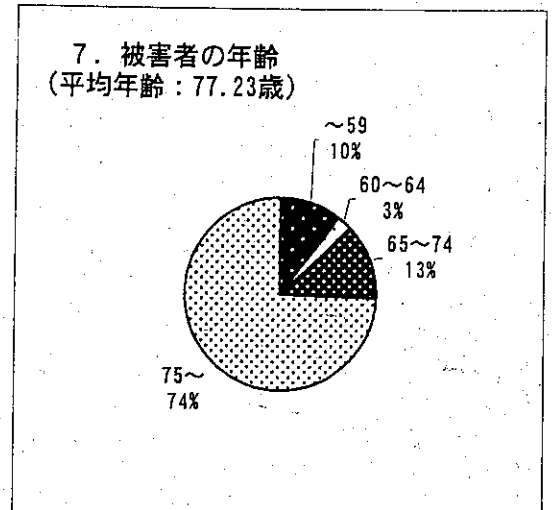
ア 性別 (グラフ6.)

女性が圧倒的で約8割。



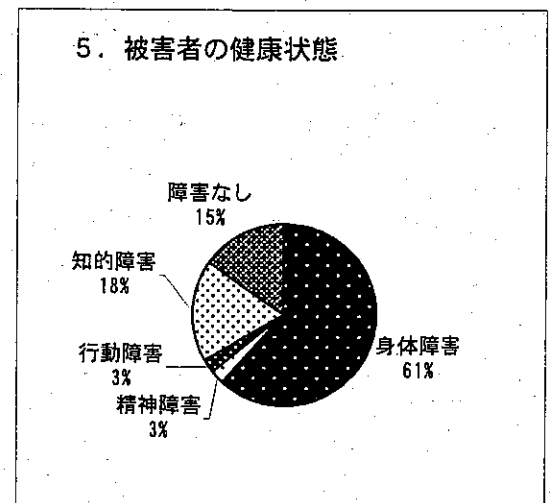
イ 被害者の年齢（グラフ7.）

平均77.23歳、内訳を見ると75歳以上が74%で65歳以上74歳未満を含めると実に約90%近くを占める。



ウ 被害者の健康状態（グラフ5.）

何らかの障害をもっていた被害者が85%
内訳としては約6割が身体障害
精神障害、行動障害、知的障害をもつ被害者の合計が24%



③ 判決

ア 懲役3年執行猶予5年	5件
イ 懲役5年	1件
ウ 懲役7年	1件

④ 分析の際の留意点

新聞記事のみでは、介護期間、介護サービスの有無、内容、虐待者の経済的水準等の材料が不十分でこれらについては、分析はできていない。

ただ、新聞記事38件中5件は、借金、遺産トラブル等の経済的な理由による殺人と考えられる事例も見られた。

なお、全ての新聞を網羅しているわけではないこと、また在宅に限らず、施設内での加害者を被害者の親族とする殺人も含まれている。

⑤ 分析

ア 加害者と被害者

介護殺人という虐待の究極的な手段にでる虐待者は、圧倒的に男性が多い。そして、被害者は、圧倒的に75歳以上の女性が多い。

イ 2つのパターン

次に、介護殺人といっても大きく分けて、2つのパターンがあるのではないかと考えられる。

ひとつは「介護疲れの延長としての殺人」

もうひとつは「虐待の延長としての殺人」

加害者も殺人を犯した後、自殺を試みている約4割の事例は、「虐待の延長としての殺人」というよりも「介護疲れの延長による殺人」と考えられる。

殺害の方法で絞殺が66%で、刺殺、放置、蹴・撲殺が約30%となっているが、絞殺が多いのは、寝たきりの抵抗のない被介護者を殺害する方法として自然であるというほかに「介護疲れの延長による殺人」が多く含まれているのではないかと考えられる。

反対に、刺殺、放置、蹴・撲殺は「虐待の延長としての殺人」の事例がほとんどなのではないかと考えられる。

判決で懲役3年執行猶予5年の事例が5件あるが、いずれも「介護疲れの延長としての殺人」と考えられる事例である。

ウ 介護サービスとの関係

介護者の行政や、介護保険等の介護サービスの利用の有無と介護殺人の関係については、新聞記事38事例中、介護サービスを受けていたと明記するものは9件のみ。新聞記事が短いものもあって正確な考察はできないが、やはり、介護サービスを利用していない場合に殺人まで犯してしまう事例が多いと推測される。

日時	場所	被害者		加害者			介護期間	介護サービス	主な要因	殺害方法	量刑	
		年齢	性別	年齢	性別	被害者との関係						
1	H10.6.28 長野県長野市	88	女性	68	男性	息子	妻(63)	約1ヶ月	訪問介護	右足骨折で体が不自由になった母を絞殺後、息子も包丁で自殺をはかったが死にきれなかった。夜間介護を一人引き受けていた。(自殺未遂)	絞殺・死亡	
2	H10.7.2 長野県諏訪市	82	女性	78	男性	夫	なし	約10年	訪問介護	妻は約10年前から痴呆症だったが、約1年前に重度と診断。車の排ガスで心中。(無理心中)	排ガス・心中・死亡	
3	H11.1.2 長野県長野市	82	女性	89	男性	夫	長男夫婦と孫			自らも病気がちで、妻の排ガスを絞殺後、首を絞めて自殺。(自殺)	刺殺・死亡	
4	H12.2.3 長野県長野市	77	女性	86	男性	夫	なし	約1年半	デイサービス(週1)	要介護2の妻を絞殺後、夫は池で入水自殺。(自殺)	絞殺・死亡	
5	H12.2.29 北海道苫小牧市	53	女性	28	男性	息子	なし			2~3年前から夜中に大声を出すなど母親の奇行に困り絞殺。遺体を自宅に1年9ヶ月放置した。	絞殺・死亡	
6	H12.3.14 長野県箕輪町	81	女性	56	男性	長男	妻と孫3人	約5ヶ月		母の頭をバットで数回殴った後絞殺。自らも多発性脳梗塞など病気をかかえ、ナイフで手首を切ったが軽傷。(自殺未遂)	絞殺・死亡	求刑5年
7	H12.10.4 愛知県名古屋市中	64	女性	59	男性	夫		2年以上		くも膜下出血で倒れた妻を、仕事を辞めて2年以上自宅で介護。妻を絞殺後腫瘍薬を飲んで自殺をはかったが死にきれず。(自殺未遂)	絞殺・死亡	懲役3年猶予5年(求刑懲役5年)
8	H13.4.19 山形県余目町	81	女性	86	男性	夫	息子夫婦	約6年	デイサービス(週2)	自分自身も2年前に足が不自由になり、腰痛もあつた。家族の留守中に要介護5の妻を絞殺。妻は10年ほど前から痴呆症の症状があり、2か月ほど前に嚥下しなくなった。	絞殺・死亡	
9	H13.6.23 長野県須坂市	81	女性	51	男性	長男		数年間		脳梗塞後、要介護5で転院を繰り返す母を一時帰宅させて絞殺。自らも首吊り自殺をはかったが未遂に終わった。(自殺未遂)	絞殺・死亡	
10	H13.7.18 愛知県名古屋市中	76	男性	38	男性	息子(障害者3)	なし	約7年		脊椎の病気で嚥下しきれなくなった母を共に介護していたが、父も病気で嚥下しきれなくなり、両親にたのまれて二人を絞殺。自らも包丁で手首を切って自殺をはかったが軽傷。(自殺未遂)	絞殺・死亡	懲役3年猶予5年(求刑懲役5年)
11	H13.10.4 北海道小樽市	82	女性	50	男性	長男		約7年		生活保護を受けていたが、借金などで生活の見通しが立たず年老いた母を絞殺。	絞殺・死亡	
12	H14.1.1 福岡県三輪町	85	女性	53	女性	嫁				半身不随で入院から一時帰宅していた義母の首を絞め、木製バットで撲殺。	絞殺および撲殺・死亡	懲役7年(求刑10年)
13	H14.1.3 北海道旭川市	85	女性	61	男性	次男(53)				母親がどこかに電話をかけたと思いついで激昂し、自宅玄関前に連れ出して顔面や頭部を蹴って死亡させた。	蹴殺・死亡	
14	H14.3.1 東京都小平市	81	女性	50	女性	娘				病気の母親の希望で入院治療を拒否し、自宅で介護していたが介護疲れから絞殺。	絞殺・死亡	懲役5年(求刑8年)
15	H14.3.26 長野県松本市	67	女性	70	男性	夫				自殺未遂による怪我のため入院中の妻を絞殺し、自らも両手首などをナイフで切ったが軽傷。(自殺未遂)	絞殺・死亡	
16	H14.4.6 福島県義郷村	100	女性	76	男性	次男	妻		村の施設に入退所	要介護3の母の首を絞めて殺そうとし、直後に自らも除草剤を飲んで自殺をはかったが死にきれず。(自殺未遂)	絞殺未遂	求刑3年
17	H14.5.27 佐賀県鹿島市	80	女性	83	男性	夫	なし		在宅介護サービス	自らも要介護1で、要介護4で車いすの妻と川に飛び込んで心中をはかったが夫は死にきれず。(心中未遂)	入水・心中・死亡	懲役3年猶予5年(求刑懲役3年)
18	H14.6.12 栃木県宇都宮市	76	男性	47	男性	長男	孫3人	約2年	通所介護(週1) 訪問介護(週3)	父親は脳梗塞で右半身麻痺、足が不自由で要介護4。借金1500万円を抱え、父を絞殺後自殺をはかったが軽傷。(自殺未遂)	刺殺・死亡	懲役3年猶予5年
19	H14.7.17 愛知県春日井市	82	女性	83	男性	夫	なし	約4年	訪問介護	妻は要介護5、自身も要支援。妻を絞殺後、カミソリで手首を切った。(自殺未遂)	絞殺・死亡	

20	H14.7.18	北海道丸瀬布町	89	男性				53	男性	次男	妻(80)				夫婦喧嘩の仲裁にはいった次男が、父親に足蹴りされたことに腹を立て、父親を殴って死亡させた。	撲殺・死亡	
21	H14.7.23	山梨県韮崎市	69	女性	痴呆			46	女性	娘					母は徘徊などの症状があり、自宅ベランダではヒモで拘束されていた。	絞殺・死亡	懲役3年猶予5年 (求刑懲役5年)
22	H14.8.6	福岡県糸田町	81	女性	脳梗塞			82	男性	夫					夫婦で入所していた老人ホームで、妻を絞殺後手首を切ったが軽傷。(自殺未遂)	絞殺・死亡	
23	H14.9.24	福井県福井市	87	女性				65	女性	娘					寝ていた母親の頭や顔面を木づちで殴り、頭部骨折などの重傷を負わせた。	重傷	
24	H14.9.27	茨城県岩井市	88	女性	寝たきり			84	男性	夫		約4ヶ月			脳梗塞のあと、寝たきりの妻を絞殺した。	絞殺・死亡	
25	H14.10.5	大分県佐伯市	53	女性	統合失調症			56	男性	兄	父(88・病弱)				入退院を繰り返す妹と父親を一人で介護。妹を刺殺。	刺殺・死亡	
26	H14.10.7	熊本県荒尾市	67	女性	脳出血			68	男性	夫	なし				脳出血で倒れた妻を自宅で介護。経済的困窮を苦に、妻の首にネクタイを締めて絞殺。	絞殺・死亡	判決は15年2月24日 (求刑懲役5年)
27	H14.10.29	愛知県名古屋市中区	71	男性	寝たきり			67	女性	妻	なし	6年			夫は入退院を繰り返して、脳梗塞で寝たきり。妻も病気がちで夫を絞殺した。	絞殺・死亡	
28	H14.11.3	新潟県長岡市	81	男性	寝たきり			79	女性	妻		約2年間			脳梗塞のあと、寝たきりの夫を絞殺後、妻も農薬を飲んで自殺をはかったが死にきれず。(自殺未遂)	絞殺・死亡	
29	H14.11.15	東京都立川市	78	男性	寝たきり			54	男性	長男		数年間			数百万円の借金と介護疲れから父親を窒息死させ、自分も死のうとした。	絞殺・死亡	
30	H14.11.20		68	女性				42	女性	娘					病死した父親の介護が重かったなどいいがかりをつけて、3年間に渡り数回暴行。遺産トラブルも。	左目失明	
31	H14.12.2	岡山県芳井町	75	男性	痴呆症・末期癌			71	女性	妻	なし				末期がんで徘徊など痴呆の夫を妻が絞殺。	絞殺・死亡	
32	H14.12.5	大阪府大阪市	53	男性	脳梗塞			52	女性	妻	なし		約1年半		自宅療養中の夫(手足麻痺、言葉も不自由。流動食しか食べられない)を、妻(足が不自由)が自宅前の街灯柱に縄で首をくくりつけ、窒息死させた。	絞殺・死亡	
33	H14.12.8	新潟県長岡市	80	女性	アルツハイマー			80	男性	夫	なし	約5年			妻は5年ほど前かにアルツハイマー病を発症し、右足骨折後入院していた。夫は介護疲れから妻を絞殺し無理心中をはかったが死にきれなかった。(自殺未遂)	絞殺・死亡	
34	H14.12.14	秋田県二ツ井町	92	女性				66	男性	息子(3男)	なし	20年間同居			息子に頭を殴られた母親が、屋外に逃げ出して夜明かしし凍死。	凍死・死亡	
35	H15.1.9	千葉県小見川町	79	女性	痴呆症			51	男性	息子					ささいなことでも口論となり、カツとなって首を絞めた。	絞殺・死亡	
36	H15.1.12	山口県下関市	82	女性	寝たきり			89	男性	夫	長男夫婦	約1年			寝ていた妻の首をタオルで絞殺	絞殺・死亡	
37	H15.1.27	神奈川県横浜市中区	79	女性	痴呆症			57	男性	息子		約半年			半年前から痴呆症で寝たきりの母親の首を手で絞めて殺害。	絞殺・死亡	
38	H15.2.6	佐賀県唐津市	78	女性	心臓病			54	女性	娘					心臓病で自宅療養が必要だったにもかかわらず、別のアパートに一人で住まわせ、10日間放置。心機能不全で死亡させた。保護責任者遺棄致死の疑いで二人を逮捕	放置・死亡	

(8)「介護に関する死亡事件の報道分析(1)」(日本在宅ケア学会誌より)(1997年10月から2002年9月までの5年間の朝日新聞報道記事地方版から82件の介護殺人事件を調査分析したもの)

これは、介護殺人を介護保険施行前と施行後に分けて分析していることに特徴がある。

この資料による分析結果の主なものをあげると

ア 介護保険施行前は34件、施行後は48件であり、施行後に報道件数が増加している。

イ 被害者の年齢は、施行前の平均年齢が69.86歳、実施後の平均年齢が73.36歳であり、施行前後とも被害者の7割以上が65歳以上の高齢者であった。被害者の74.4%が女性であった。

ウ 加害者のうち男性は、施行前が58.8%、施行後が72.9%を占めていた。

エ 加害者と被害者との関係は、施行前、施行後とも「夫」、「息子」、「妻」が多く、これらの身内の割合を合わせると7割を超えていた。

オ 裁判による判決結果は、「懲役3年執行猶予5年」が一番多く、施行前後ともに全体の2割を超えていた。執行猶予の付いた判決結果数が執行猶予のつかない判決結果数を施行前後ともに上回っていた。

以上の分析結果をみても、前述した日弁連資料と同様の傾向が窺える。

つまり、事件の被害者、加害者ともに平均年齢は60歳を超える老老介護が中心であり、介護疲れの延長としての殺人事件が年々増加傾向にある。

また判決は、執行猶予付きが多く、寛大に扱われる傾向がある。

さらに、上記資料によると、介護保険施行前よりも施行後のほうが事件数が増加しているという結果が示されている。